

## 監理技術者講習の有効期限について

令和3年1月1日

令和2年度に改正された建設業法施行規則により、監理技術者講習の有効期間の取扱いが令和3年1月1日から変更となりますのでお知らせします。

### 1 監理技術者講習の有効期限

- ・改正前  
講習を受講した日から5年間
- ・改正後  
講習を受講した日の属する年の5年後の12月31日

### 2 実施時期

令和3年1月1日から。

**【問合せ先】**

倉敷市総務部契約課（工事契約担当）

電 話 086（426）3171

FAX 086（426）4234